

## 学校法人金沢医科大学における競争的資金等の取扱いに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本学の競争的資金等の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

### (定義)

- 第3条 この規程において「研究者等」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他本学の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての者をいう。
- 2 この規程において「競争的資金等」とは、次のものをいう。
- (1) 研究者等が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
  - (2) 配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り配分機関の審査を経て採択され、配分機関と採択された研究者の所属機関の間で契約が結ばれる委託費等（再委託契約によるものも含む。）
  - (3) 国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付された経常費補助金等の、本学で資金管理を行う全ての研究費
- 3 この規程において「各部局等」とは、大学院医学研究科、大学院看護学研究科、医学部、看護学部、一般教育機構、病院、氷見市民病院、総合医学研究所及び事務局をいう。
- 4 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が研究者等に対し、自身を取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自身のどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する教育をいう。

### (責任者)

- 第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を任命し、その職名を公開する。
- 3 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正防止に関する管理監督責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いた場合には、学校法人金沢医科大学職員就業規則等に基づく処分の対象となる。

### (最高管理責任者)

- 第5条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って適正な競争的資金等の運営・管理が行えるよう、組織内部をまとめ適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長1名をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定し、コンプライアンス推進責任者に不正防止対策の実施を指示する。

3 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者に不正防止対策の実施状況を確認し報告を受ける際、報告内容が適当と認める場合には、その状況を最高管理責任者に報告する。報告内容が不適当と認める場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めることができる。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、各部局等における競争的資金等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各部局等の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自身の管理監督又は指導する部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自身の管理監督又は指導する部局等において、研究者等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理運営する部局等において日常的に実効性のある管理監督を行う為に、コンプライアンス推進副責任者を任命する。

(研究不正防止計画の策定)

第8条 最高管理責任者は、研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、研究不正防止計画を策定する。

2 前項で定めた研究不正防止計画の実質的な策定及び推進は、第10条に定める研究活動コンプライアンス委員会が行うものとする。

(コンプライアンス教育)

第9条 全ての研究者等は、コンプライアンス教育の受講の義務を負うとともに、別紙様式1の誓約書を学長に提出しなければならない。

(運営及び管理)

第10条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に研究不正防止計画の策定及び推進を担当する部署に、研究活動コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の者をもって構成し、各号の委員は学長が任命する。

(1) 研究推進会議委員長

(2) 研究推進会議副委員長

(3) 総務部長

(4) 財務部長

(5) 研究推進部長

(6) 業務監査課長

(7) 学長が指名する職員 若干名

(8) 学長が指名する学外者 若干名

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から学長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会に副委員長を置き、副委員長は委員の中から学長が指名する。
- 7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 8 委員会は、委員の過半数の出席を要するものとする。
- 9 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 議事は、緊急やむを得ない場合には、書面決議により決することができる。
- 11 委員会は、不正防止計画の策定及び推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
  - (2) 関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
  - (3) 行動規範の策定等に関すること。
  - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 12 委員会の事務は、学長が別途定めるものとする。

(相談窓口等の設置)

- 第11条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、経理課及び研究推進課とする。
  - 3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に 関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(モニタリング)

- 第12条 本学における競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備・実施する。
- 2 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織とし、業務監査課とする。
  - 3 内部監査部門は、次のことを行う。
    - (1) 毎年度、定期的に財務情報に対するチェックを一定数実施する。
    - (2) 競争的資金等の管理体制の不備の検証を行う。
    - (3) 委員会と連携して不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を行う。

(通報窓口の設置)

- 第13条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。
- 2 通報窓口は、業務監査課及び学長が指名する学外機関とする。
  - 3 通報窓口担当者は、不正に係る情報が、最高管理責任者に迅速かつ確実に伝わるよう報告しなければならない。

(検収確認業務窓口の設置)

- 第14条 本学における物品等の発注に基づく適正な納品等の確認を行うため、検収確認業務窓口を置く。
- 2 検収確認業務窓口は、学校法人金沢医科大学調達規程及び当該競争的資金の取扱い要領により、定める部署とする。

(取引業者との癒着防止)

- 第15条 最高管理責任者は、取引業者に対し、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も

含めた癒着防止のための対策を策定する。

- 2 最高管理責任者は、取引業者に対し、一定の取引実績（回数、金額等）や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で別紙様式2の誓約書を徴取するものとする。

（補足）

第16条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに 関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式1 (研究者等職員用)

誓約書

金沢医科大学 学長 殿

私は、学校法人金沢医科大学（以下、本学という）に所属する職員として、以下の項目全てにおいて確認し、遵守することを誓約いたします。

記

1. 研究費の出所に拘らず研究活動を行うに当たり、本学及び研究費配分機関の補助条件（交付条件）を理解しこれを遵守するとともに、本学の諸規則等を遵守いたします。
2. 研究活動において、あらゆる不正行為を行いません。
3. 諸研究費を不正使用することなく、適正かつ効率的に使用します。また学術研究に対する国民の負託を受けていること、及び科研費等の競争的資金並びに経常的経費の一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、競争的資金等の管理が委ねられている本学の諸規則に従い、厳正に使用いたします。
4. 当該年度中に文部科学省が指定する研究倫理教育教材及びコンプライアンス教育教材の通読・履修または、関連ガイドライン<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>を踏まえ本学が実施する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を履修し、不正防止対策の理解や使用ルールに対する知識を習得することを約束いたします。
5. 本学及び研究費配分機関の諸規則等に違反した場合は、それぞれからの処分や法的な責任を負担いたします。

平成 年 月 日

(所属)

\_\_\_\_\_

(氏名)

\_\_\_\_\_

(氏名・自署)

※1：「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

（平成26年2月18日改正：文部科学大臣決定）

※2：「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

（平成26年8月26日：文部科学大臣決定）

様式2（取引業者用）

誓約書

学校法人金沢医科大学 理事長 殿

当社（当法人）は、競争的資金等の不正使用防止にあたり、以下の項目全てにおいて確認し、遵守することを誓約いたします。

記

1. 当社（当法人）は、学校法人金沢医科大学との取引にあたり、学校法人金沢医科大学の諸規則等を遵守し、不正行為には関与いたしません。
2. 学校法人金沢医科大学における内部監査、その他調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力いたします。
3. 不正取引等の不正行為が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申立てません。
4. 不正行為の事実を知った場合は、学校法人金沢医科大学等に設置された通報窓口に通報いたします。

平成 年 月 日

（住 所）

（会社名）

（代表者氏名）

（代表者印）

---

（代表者氏名・自署）